2　管理規約

管理規約が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　管理規約が作成されていること。

(2)　管理者等及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する管理者の選任及び解任について、理事会の決議による旨及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨）が定められており、かつ、管理者等及び監事の選任及び解任を困難にするおそれがある事項が定められていないこと。

(3)　管理者等及び監事の任期について、二年を超えない範囲内で定められていること。

(4)　マンションの適切な管理のため、管理上必要なときの専有部分及び管理規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分（以下「専有部分等」という。）への立入り及び保存行為の実施の請求並びに災害等の緊急時の専有部分等への立入り及び保存行為の実施について定められていること。

(5)　マンションの適切な維持修繕のため、修繕等の履歴情報の整理及び管理等について定められていること。

(6)　管理組合の適正な業務運営のため、管理組合と管理者等及び監事（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引を防止するための規定が「マンション標準管理規約」（管理業者管理者方式を採用している場合にあっては、「マンション標準管理規約管理業者管理者方式を採用する場合の書き換え表」。以下この項において同じ。）に準拠して定められていること。

(7)　区分所有者等による集会招集の円滑化のため、区分所有者等の集会の招集の請求に係る規定が「マンション標準管理規約」に準拠して定められており、かつ、当該規定において区分所有者等の負担を加重する事項が定められていないこと。

(8)　区分所有者等による合意形成過程の適正化のため、「マンション標準管理規約」において集会の議決事項として掲げる全ての事項が集会の議決事項として定められていること。

(9)　マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理組合の財務及び管理に関する情報の書面の交付又は電磁的記録の提供について定められていること。

3　管理組合の経理

管理組合の経理の状況が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。

(2)　修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。

(3)　直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三箇月分以上の滞納額が全体の一割以内であること。

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

長期修繕計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、長期修繕計画の内容（当該長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画を含む。）について集会において決議されていること。

(2)　管理規約が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(3)　直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の一割以内であること

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

(1)　長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること

(2)　長期修繕計画の作成又は見直しが七年以内に行われていること

(3)　長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が二回以上含まれるように設定されていること

(4)　長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと

(5)　長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと

(6)　長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること

5　その他

(1)　管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていること

(2)　都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること